

介護職員等特定処遇改善計画書（兼通知書）

従業員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 二ノ宮 博宣

介護職員等特定処遇改善加算に基づき支給された給付金を下記のとおり支給します。

記

1 給付金支給対象者及び支給金額

i. 支給対象者

グループ	対象事業	職員の範囲
a：経験・技能のある介護職員	訪問介護	訪問介護事業所に従事する介護福祉士且つサービス提供責任者 【但し短時間正社員サービス提供責任者を除く ※1】
	通所介護	通所介護事業所に従事する介護福祉士かつ管理者兼介護職
b：他の介護職員	訪問介護	訪問介護事業所に従事する a 以外の正社員及び非常勤サービス提供責任者
	通所介護	通所介護事業所に従事する a 以外の管理者兼介護職 及び通所介護事業所に従事する正社員生活相談員及び正社員介護職員
c：その他の職種	全社	a ならびに b に属さない正社員 【但し、年収 440 万円超の者は対象外】

※1 短時間正社員サービス提供責任者は支給対象外とし、介護福祉士且つ非常勤サービス提供責任者は a 群、介護福祉士以外の非常勤サービス提供責任者は b 群とする。

ii. 支給金額

グループ	対象事業	職種	月額支給額	一時金
a：経験・技能のある介護職員	訪問介護	上記のとおり	30,000 円	10月
	通所介護			
b：他の介護職員	訪問介護	サービス提供責任者	15,000 円	10月
	訪問介護	常勤訪問介護員 短時間訪問介護員	評価に応じ等級手当を支給 ※2	なし
	通所介護	管理者兼介護職	20,000 円	10月
	通所介護	介護職員および 介護職員を兼務する者	20,000 円	なし
c：その他の職種	全社	上記のとおり	支給なし	—

※介護職員等特定処遇改善加算に基づき支給された給付金より、上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額を支給する。

※2 等級手当については下記の通り

	1 等級	2 等級	3 等級
等級手当	0 円～60,000 円	40,000 円～100,000 円	60,000 円～120,000 円

2 時短社員についての取り扱い

非常勤サービス提供責任者の内雇用契約時間が週 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、同雇用契約時間が週 30 時間以上の者及び短時間正社員サービス提供責任者（30 時間）、短時間正社員常勤訪問介護員（30 時間）は、上記月額額の 3/4 を支給する。

短時間正社員サービス提供責任者（20 時間）及び短時間正社員常勤訪問介護員（20 時間）は支給対象外とする。

3 他事業兼務の正社員についての取り扱い

正社員の方で、処遇改善加算の無い事業の職種を兼務している場合は、処遇改善加算対象職種の行政届け出勤務時間分の支給とし、同勤務時間が 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、週 30 時間以上の者は 3/4 を支給とする。

また、一時金の支給も同様の扱いとする。

4 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2024 年 4 月～2024 年 5 月 支給月：2024 年 5 月～2024 年 6 月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2024 年 10 月 25 日(対象月 2024 年 4 月～5 月分)

5 留意事項

上記 1～3 について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上